

くみあいニュース No. 177

2023.2.24 発行 京都工芸繊維大学職員組合発行

<https://laborunion.xsrv.jp/kitunion>

2022 年度 第 2 回労使協議 就業規則等の一部改正について

2023年2月22日に第2回労使協議が開催され、松ヶ崎キャンパスおよび嵯峨キャンパスの過半数代表とともに出席しました。過半数代表の梅原先生、都丸先生からもご報告いただきましたが、主な議題は、**国立大学法人京都工芸繊維大学職員就業規則等の一部改正について**(資料I)でした。

改正理由は下記の通りです(資料Iからの抜粋)。

- ①短時間勤務非常勤職員のうちこれまで単価の見直しを行っていなかった職種について、既に単価改定を行った職種との均衡を図るため、所要の改正を行う。
- ②これまで単価改定の検討を行っていなかった期間雇用非常勤職員について、単価の見直しを図るべく、所要の改正を行う。
- ③学生が事務補助、技術補助又は研究補助の業務に就く場合の職種を新設し、待遇面での統一的な運用を図るため、所要の改正を行う。
- ④博士後期課程学生が高度な研究プロジェクトに対する研究補助業務に就く場合の職種を新設し、業務の性質や内容に見合った処遇を行えるよう、所要の改正を行う。
- ⑤法令と本学就業規則の整合性を図るため、各種就業規則における特別休暇及び病気休暇の1日に相当する時間数の見直しを行うべく、所要の改正を行う。
- ⑥特定職員について自身の職務内容に応じた職名を付せるよう、所要の改正を行う。
- ⑦より職員が利用しやすい支援制度にするため、職員の治療と就労の両立支援に係る試行的実施の内容の見直しを行うべく、所要の改正を行う。

それぞれに関する改正・制定内容は資料I(学外持ち出し禁止)をご参照ください。なお、資料Iの「3. 主な改正・制定内容」4) (p.1-2)に挙げられた、新設される「アドバンスド・リサーチ・アシスタント」について組合から質問したところ、外部資金での雇用を想定しているとの回答でした。また、同じく新設される「オフィス・アシスタント」については、学生の時給を「統一かつアップ」させるための制度化であり、これまで単発的に依頼していた補助的な業務に関して、中長期的(2~3 か月以上)に学生と大学との間で結ばれる雇用関係を想定しているとの回答がありました。

ご意見・ご相談はお近くの執行委員または代議員にお伝えいただくか、組合のメールアドレスまでお知らせください。

・職員組合の連絡先:kitu-shikko@googlegroups.com.

・匿名で声を寄せられる場としてのフォーム:<https://forms.gle/xNYPweCy8LoWVNKA>